

和歌山県立医科大学薬学部入学前の既修得単位等の認定に関する規程

制 定 令和3年3月29日和医大規程第87号

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学学則（平成18年4月1日和医大規則第1号。以下「学則」という。）第18条の規定に基づき、新たに薬学部（以下「本学部」という。）の第1年次に入学した者に係る入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

第2条 入学前の既修得単位等の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。ただし、入学時に第2号から第4号までのうち、既に本学部提出している書類についてはその限りでない。

- (1) 既修得単位等認定申請書（別記様式）
- (2) 卒業証明書又は退学証明書
- (3) 成績証明書又は単位修得証明書
- (4) その他既修得単位等の認定に必要な書類

(認定基準)

第3条 既修得単位等の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 認定を受けようとする既修得科目は、本学部の当該授業科目の時間数と同等以上のものでなければならない。
- (2) 認定する授業科目及び単位は、本学部において現に開設している授業科目（講義を主とする授業科目に限る。）及びその単位数とする。

(認定方法)

第4条 既修得単位等の認定は、本学部の教務学生委員会（以下「教務学生委員会」という。）がその審査を行い、本学部の教授会の審議を経て学長が行う。

2 前項の教務学生委員会による審査は、当該授業科目担当教員の意見を聴いて行うものとする。

(成績評価等)

第5条 認定した授業科目の成績評価は、「認定」とし、その単位数とともに学籍簿に表示する。

2 認定結果については、申請者に通知する。

(既修得単位の認定限度)

第6条 学則第18条第1項及び第2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学部において修得した単位以外のものについては、25単位を超えないものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

